

岡山県受動喫煙防止条例（仮称）素案に対する意見等について

望まない受動喫煙の防止のための取組を推進するため、昨年12月に公表した「岡山県受動喫煙防止条例（仮称）」素案について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、県民から募集した意見の概要は、次のとおりである。

1 募集期間

令和元年12月17日（火）～令和2年1月16日（木）

2 意見の件数

196件

<内訳>

（1）素案どおりでよい	17件
（2）緩和すべき（「条例不要」を含む）	38件
（3）もっと規制すべき	58件
（4）その他の意見	83件
① 喫煙場所の充実（37件）	
② その他（46件）	

3 寄せられた意見等

別紙のとおり

4 今後の予定

県議会2月定例会へ条例案提案（予定）

寄せられた意見等（要旨）

（１）素案どおりでよい（１７件）

	意見等（要旨）
1	骨子案に賛成。骨子案を大きく逸脱しないよう要望する。 （同趣旨の意見 外８件）
2	条例案は、喫煙者と非喫煙者が互いを尊重しながら受動喫煙の防止に取り組む礎になる。
3	様々な立場によって考え方が異なることを考えれば、県が示した素案は現段階ではやむを得ない内容と考える。 （同趣旨の意見 外１件）
4	原案どおりとしてほしい。県民の自主性を尊重した条例内容には賛同する。 （同趣旨の意見 外１件）
5	努力義務となっていることに賛成。経営方針が条例により変えられるべきではない。
6	罰則規定を設けないことに賛成。法律で罰則が設けられているため、条例で罰則を設ける必要はない。
7	喫煙者を一方的に排除するような項目はなく、現実的な内容で、好意的に受け止めている。

（２）緩和すべき（「条例不要」を含む）（３８件）

	意見等（要旨）
8	既存特定飲食提供施設の経過措置への上乗せ規制には断固反対する。努力義務規定とは言え、小規模飲食店の経営への配慮という改正法の経過措置の趣旨に反し、喫煙室設置の費用負担、顧客ニーズに沿わない全面禁煙化は、事業に多大な影響を及ぼしかねない。 （同趣旨の意見 外２件）
9	飲食店主の判断に任せるべきで、行政が規制すべきではない。 （同趣旨の意見 外３件）
10	受動喫煙を望まない従業員は、禁煙の職場を選べばよいことであり、選択や判断は、個人に委ねるべきである。 （同趣旨の意見 外２件）
11	改正法で十分であり、条例は必要ない。 （同趣旨の意見 外６件）
12	店の入口に「禁煙」又は「喫煙可」といった表示をすることで十分である。 （同趣旨の意見 外１件）
13	自分が吸わなくても、喫煙を許容する人もいる。喫煙できる店を残してほしい。
14	改正法を上回る条例を制定するのであれば、県独自の理由を明確にしてほしい。
15	自宅以外の喫煙場所をなくすようなことはやめてほしい。バランスのあるルールを期待する。
16	喫煙は法律で認められており、これ以上喫煙場所が減ることは反対である。
17	そもそも、受動喫煙が健康に影響があるということに疑問を持っており、改正法以上の条例制定には断固反対する。 （同趣旨の意見 外３件）
18	事業者や愛煙家を無視した条例には断固反対する。
19	過度の規制ではなく分煙社会をめざしてほしい。喫煙する際の配慮だけではだめなのか。 （同趣旨の意見 外１件）

20	喫煙者を犯罪者のように扱うことに怒りを感じる。一方的な偏った施策は控えてほしい。 (同趣旨の意見 外1件)
21	過度な規制には納得できない。喫煙者に一定の理解を示している方や、喫煙者の意見にも耳を傾けるべきである。
22	既存特定飲食提供施設において、屋内への喫煙可能室設置は改正法以上の取組を求めるものであり、経営者への嫌がらせのように思う。
23	禁煙に伴う客数減、売上減になった場合、その補填はどうするのか。厳しい規制により、飲食店の経営が危ぶまれるようになることは、あってはならない。
24	岡山県独自の規制は、改正法の効果と影響を見極めた上で検討すべきであり、現時点での制定は時期尚早である。 (同趣旨の意見 外1件) 従業員を雇用する既存特定飲食提供施設への努力義務規定に反対する。店舗利用者の認識・理解との齟齬による混乱等から事業者の負担増加や経営悪化につながる一因になり得る。 また、雇用機会の喪失や事業者の過重労働といった重大な問題に繋がる可能性があり、十分な時間をかけての検討が必要である。
25	大事なことは、喫煙者と非喫煙者の双方に配慮した環境づくりを検討することである。小規模飲食店が禁煙とすると、喫煙者の客が遠のき、店が追い込まれるのではないか。

(3) もっと規制すべき (58件)

	意見等 (要旨)
26	第一種施設については、敷地内禁煙化が進んでいる病院や学校と、喫煙場所を設けている行政機関等を分けて規定すべきである。喫煙場所を設けている機関も、2～3年をめどに喫煙所の撤去に努めるといった文言を入れるべきである。 既存の100㎡以下の飲食店も、努力義務ではなく、全面喫煙可の店を認めないとすべきである。 駅前や公園など、公共性が高い屋外空間についても、原則禁煙にすべきで、喫煙場所を設ける場合も、周りに迷惑が掛からない場所へ移すべきである。 (同趣旨の意見 外1件)
27	第一種施設は敷地内全面禁煙とすべきである。既に敷地内全面禁煙としている施設にとって後退した内容になる可能性があるのなら、敷地内全面禁煙を維持できる内容にしてほしい。 (同趣旨の意見 外4件)
28	第一種施設は敷地内周辺の公的施設、道路上も含めて全面禁止にすべきである。
29	子どもが出入りする場所は全て禁煙にしてほしい。
30	第二種施設は屋内全面禁煙とすべきである。 (同趣旨の意見 外3件)
31	従業員がいる事業所・店舗は全面禁煙にすべきである。 個人事業主だけの事業所・店舗でも未成年が出入りする場合には禁煙にすべきである。 通学路は禁煙にすべきである (特に通学時間帯は必ず)。 公共性の高い場所 (学校・病院・保育所・公園)、駅、バス停、電停の周囲50m以内は禁煙にすべきである。 喫煙場所は、上記の場所に煙やにおいが流入しないことを条件にすべきである。 努力義務ではなく、違反に対し罰則規定が必要である。
32	実効性を増したいのであれば、分煙を進める施設には支援金が出る等プラス面を与え、分煙を進めない施設にはペナルティが課されるようにした方がよい。
33	改善指導に従わない施設の公表を含め、罰則規定の必要性についても検討してほしい。

	罰則を設けない努力規定のみでは、実効性のない条例となるのではないか。 (同趣旨の意見 外2件)
34	直ちに罰則規定を設けることが難しければ、3年後又は5年後に実施するよう、経過期間を設けることとしてはどうか。 罰則を設けない後ろ向きな姿勢は、今後の施策展開にマイナスになるのではないか。受動喫煙を望まないサイレント・マジョリティーを無視したような条例を制定しようとしているのではないか。 社会情勢の変化等に対応する必要があるので、経過措置や見直し条項を入れるべきである。
35	公園、駅前広場、バス停、通学路など、不特定多数の人が集まる公共性の高い場所の受動喫煙防止を条例に盛り込むべきである。 (同趣旨の意見 外2件) 既存特定飲食提供施設は屋内全面禁煙とすべきだが、禁煙が難しい場合は、客席面積50㎡(又は30㎡)以下で、かつ、従業員のいない場合のみ喫煙可能とすべきである。 (同趣旨の意見 外4件)
36	改正法では、飲食等が可能な加熱式タバコの専用喫煙室が認められているが、紙巻きタバコと同等に扱うべきである。 (同趣旨の意見 外7件)
37	特定屋外喫煙場所や喫煙室などでは、受動喫煙の影響を完全に防ぐことはできず、完全禁煙にすべきである。
38	喫煙の習慣を早急に是正する必要があるのではないか。 改正法とほぼ同じ内容の県条例を定める必要があるのか。 たばこ対策についてのPDCAも公表してほしい。 非喫煙者の権利も考えてほしい。
39	「快適」という文言は、県が受動喫煙を「快適な生活を妨げるもの」と捉えていることを示している。受動喫煙は「不快」ではなく「危険」なのであり、改正法による「喫煙者に周囲への配慮を求める」だけでは不十分だ。県は、県民の健康と安全に暮らす権利を守る責務があり、その姿勢を条例で明確に示してほしい。
40	飲食店は禁煙にしてほしい。 (同趣旨の意見 外2件)
41	行政機関が率先して敷地内全面禁煙とすべきである。 コンビニで道路に面して灰皿を設置しているところがあるが、近くを歩きづらい。
42	罰則を設けた上で屋内完全禁煙とすべきである。(例外として従業員がいない小規模店舗や、喫煙を目的とした施設および自宅は認めてもよい。)
43	従業員のいる飲食店は禁煙にすべきである。 (同趣旨の意見 外2件)
44	県の責務について、根本解決に臨もうとする強い意志が感じられない。明確な意志をまず示すことが必要と考える。
45	強制力のある形での受動喫煙防止条例ができることを願う。
46	既存特定飲食提供施設について、屋内の一部に喫煙可能室を設けても良いという条例素案はいかがなものか。未成年のアルバイトや妊娠した従業員などが喫煙可能室での給仕をすることを認めるべきでない。
47	加熱式タバコは、紙巻タバコと同様の取り扱いにしなければ、加熱式タバコなら受動喫煙の心配はないという間違ったメッセージを県民に与えてしまうのではないか。
48	第一種施設、第二種施設とも、不特定多数の県民が利用する施設であり、敷地内禁煙とすべきである。なぜ県は大多数の県民の「受動喫煙をせずに健康な生活を送る権利」を無視して一部の喫煙者の権利ばかりを尊重するのか。全世界的に採用されるレベルの徹底した条例を制定してほしい。

49	<p>第一種施設は、新たな屋外喫煙場所の設置を推奨しないことを明記し、新たに設置する場合には、周囲に受動喫煙が及ばないようにしているか要件を審査し、設置後も定期的に確認するようにすべきである。</p> <p>既存特定飲食提供施設において喫煙可能室を定める場合、従業員は接客や清掃で受動喫煙にさらされるため、20歳未満の従業員は雇えないとすべきである。</p>
50	喫煙する際の周囲の状況への配慮義務について、罰則規定を検討してほしい。
51	屋外喫煙場所であっても、人通りが多い場所では風で煙が流れるので、閉鎖空間を作る必要がある。公園、屋外施設でも、管理権原者が喫煙場所を定めるべきである。公道、喫煙場においても、受動喫煙とにならないように努めるべきであり、禁煙場所を決めて禁煙強化を図り、罰金対象とするべきである。
52	<p>子どもが利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定が不可欠である。また、加熱式タバコの「指定たばこ専用喫煙室」は設けない努力規定を入れるのが良い。</p> <p>子どもらの健康と健全育成のため、家庭内、同室内、自動車内などでの子ども及び胎児・妊婦の受動喫煙防止の観点施策や条例に盛り込んでもらいたい。</p>
53	屋内全部を喫煙可とされた場合、客や従業員は、受動喫煙を避けるにはどうしたらいいのか。その店舗に立ち入らないようにする術しかないのなら、無意味な条例である。努力義務で罰則がないのならなおさらである。受動喫煙の害に必要な措置を講じてほしい。
54	責務の部分に「努めなければならない」とあるが、この程度のもので、駅前や公園など公共の場での受動喫煙がなくなるのか不安である。
55	全ての従業員が受動喫煙から保護されるべきである。努力義務ではなく義務とすべきである。
56	<p>敷地外に道路や公園などがある場所の近くに敷地内喫煙所を設置する場合には、施設外から見える場所に注意看板を取りつけることを義務化してほしい。または、敷地内であっても喫煙場所を設置できないように条例でルールを強化してほしい。</p> <p>施設の管理権限者が「喫煙場所を定める場合は、敷地内と近隣の敷地外で望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない」などと明記してほしい。</p> <p>公園等の屋外施設は禁煙とすべき。看板などでの周知と過料による取り締まりを行ってほしい。一般の人が簡単に通報できるような部署や仕組みを作ってほしい。地下街への入口近くや横断歩道前、バス停前など、近くに喫煙所があると迂回や回避が難しい場所には施設内であっても喫煙場所を設置しないよう規定すべきである。</p>

(4) その他の意見

① 喫煙場所の充実 (37件)

	意見等 (要旨)
57	たばこ税収を活用して、喫煙場所を整備してほしい。 (同趣旨の意見 外30件)
58	喫煙そのものを悪として排除するのではなく、喫煙場所の充実等、バランスのとれた内容になるよう要望する。
59	屋内外を問わず、数多くの喫煙場所整備及び助成措置等の具体的な支援策を示してほしい。
60	県庁敷地内にモデル喫煙所を設置してほしい。
61	喫煙者も非喫煙者も、気持ちよく過ごせる環境整備に向けて、整備された喫煙所を作るなど、適切な対応をお願いしたい。 (同趣旨の意見 外2件)

② その他（４６件）

	意見等（要旨）
62	第一種施設を敷地内禁煙とすることで、当該施設外（公道）へ受動喫煙の害を流すことになるのではないか。
63	第一種施設に特定屋外喫煙場所が設置される時は、受動喫煙を招かないよう、十分に確認をしてほしい。 改正法の罰則の運用方法を示してほしい。 （同趣旨の意見 外1件）
64	事業者が施設の禁煙化に取り組むよい契機となった。
65	受動喫煙の害をもっと周知すべきである。県民は受動喫煙の身体的害に対する意識が低い。県は、CMや新聞広告などを通じて県民に認識されるようにする必要がある。 （同趣旨の意見 外1件）
66	受動喫煙防止条例について、一定の理解はできるが、喫煙者にも吸う権利があり、過度の規制ではなく分煙社会をめざしてほしい。喫煙者と非喫煙者が共存できる社会にしてほしい。 （同趣旨の意見 外1件）
67	県と県民、事業者及び管理権原者が連携・協力して、望まない受動喫煙の防止に取り組む考えには賛同する。 環境整備等の具体的な方策として、対象となる飲食店事業者に対する補償等の具体的な支援策を示してほしい。
68	屋外への排煙などによっても受動喫煙が生じることを知ってもらうことが必要である。
69	第二種施設の屋外喫煙場所の基準を明確にすべきである。
70	第二種施設(特に飲食店)については、禁煙か喫煙かがわかるよう表示をしてほしい。
71	岡山駅東口広場の喫煙所の改善を希望する。喫煙所の設置場所の妥当性や排煙機能について、県が評価、指導・助言する仕組みにしてほしい。
72	屋外での喫煙は、屋内と比べ健康への影響は小さいと思う。多様性を認め合う、寛容性のある社会の実現を願う。
73	禁煙を指導する立場の人の禁煙を真剣に考えるべきである。
74	タバコを吸うメリットはない。たばこ税を上げてほしい。
75	受動喫煙の健康影響に疑問を持っており、正しい情報に基づき、たばこ税負担の在り方を早急に見直すべきである。
76	国及び行政は、喫煙と健康影響に関する正しい情報を早急に明らかにし、広く国民に開示・提供すべき。
77	公道、公園、岡山駅前喫煙所周辺での受動喫煙を解消してほしい。
78	条例とは別に、禁煙に取り組んでほしい。
79	害がわかっているのに喫煙をやめられない喫煙者に対し、医療機関で卒煙できるよう促してほしい。
80	喫煙者や飲食店の見解も尊重されるべきである。
81	受動喫煙を容認する従業員しかいなければ、配慮する必要はないとの解釈でよいのか。
82	狭い調理場等での従業員への受動喫煙防止対策について、具体的に明示してほしい。
83	国の補助制度に加えて、県独自の喫煙室設置の補助制度を創設してほしい。
84	食品衛生法など関係法令の審査の過程においても十分な指導ができる体制を整備してほしい。

85	人にはいろいろな楽しみがあり、喫煙もそのひとつである。分煙にしてみようのがよい。 (同趣旨の意見 外2件)
86	望まない受動喫煙という表現はおかしい。「有害」又は「有毒」である。小規模飲食店の屋内の全部を喫煙可能にできるという条例では意味が無く、何の進歩もない。
87	ポイ捨てしないなど、喫煙者に、マナーを守って喫煙することを啓発してほしい。 (同趣旨の意見 外1件)
88	現実問題として、受動喫煙をなくす方向で具体的に示してほしい。
89	受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすという根拠があるのか。
90	喫煙者の権利よりも、非喫煙者の健康を守る権利の方が遙かに大切である。
91	飲食店の事業主は賛同しているのか。条例を理解していないのではないのか。喫煙者や非喫煙者の目線で考えてほしい。
92	女性と子どもの生活向上のために、今後も受動喫煙防止の取り組みに積極的に関わっていききたい。
93	改正法を広く周知、徹底することで、正しく理解されることが重要であり、法令等の周知啓発等に対し、県として十分な財政上の支援策を講じるべきである。 「受動喫煙が健康に悪影響を及ぼす」という表現は、たばこや喫煙行為自体を制限する過度な表現であり、改正法の趣旨である「受動喫煙が他人に与える健康影響」とすべきである。
94	県条例が施行されるまでに、条例の趣旨が正しく理解されるよう十分な周知をしてほしい。
95	飲食店の店頭には「喫煙可」、「禁煙」、「分煙」などの表示が義務付けられると聞いていたが、できていないのではないのか。
96	タバコ業界の委員は、受動喫煙防止対策の委員会に入れるべきではない。タバコ規制枠組み条約やガイドラインに違反する。
97	望まない受動喫煙とあるが、望む人はいないので「望まない」は不要である。
98	子どもの時から、「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」教育、啓発が大切で不可欠である。
99	「自らの意思で」を削除してほしい。子どもを含め、全ての人が例外なく受動喫煙から保護されるべきである。
100	第一種施設でのタバコ販売を禁止すべきである。
101	条例施行直後には、しっかり周知するために、違反した喫煙者から過料を取るキャンペーンを行ってほしい。